

男女共同参画・女性活躍に関する社会全体の機運醸成業務委託 仕様書

本仕様書は、栃木県（以下、「甲」という。）が発注する男女共同参画・女性活躍に関する社会全体の機運醸成業務を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

男女共同参画・女性活躍に関する社会全体の機運醸成業務委託

2 事業の目的

本県の男女共同参画・女性活躍の推進のため、県内の中・高校生に対する学習等の機会を提供する「G7レガシーとちぎ未来会議」を開催するとともに、男女生き活き企業コンテスト表彰式、同表彰受賞者と知事との意見交換、基調講演及び県内中・高校生の学習成果の発表等を行う「輝くとちぎフォーラム」を開催し、社会全体の更なる機運醸成を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和7（2025）年3月31日まで

4 業務内容

（1）G7レガシーとちぎ未来会議（以下、「未来会議」という。）の開催

ア 事業の構成

未来会議の構成は、段階を踏み学習を進められるよう、①事前学習、②学習会、③実践及び学習や実践の成果等を披露し話し合う未来会議、④輝くとちぎフォーラムでの成果発表の4構成とする。

イ 事業の企画・運営

（ア）事業の企画内容及び企画・運営上の留意点は以下のとおりとする。

① 事前学習の実施

下記の内容で作成した事前学習用教材の配布によるグループごとの自習とする。

- ・男女共同参画・女性活躍に関する内容とし、詳細は乙の提案により甲と協議の上決定する。
- ・教材は動画やイラスト入りの資料を用意し、中学生にもわかりやすい言葉を使用するなど、中・高校生が無理なく自習できる内容とする。
- ・教材の構成は、男女共同参画・女性活躍に関する社会の現状や無意識の思い込みなど基礎的な知識の習得を図る内容と、自分の身のまわりにある課題への気づきと課題解決のために自らできることについての考察を促す内容とする。

② 学習会の実施

事前学習で各々が得た課題とその解決方法の検討及び行動目標の作成等を行うグループワーク等を行う。

- ・講師は乙の提案により、甲と協議の上決定する。
- ・グループワークを円滑に進めるために講師のほかにも助言やサポートを行う者を用意し、適宜助言や進行管理を行う。
- ・可能な範囲で、令和5年度に実施したこども未来サミットの参加者にも当日のグループワークのサポート等の協力をもらう。

③ 未来会議の実施

学習会でグループごとに作成した行動目標の実践成果を披露し話し合う会議を実施する。

- ・具体的な成果披露及び会議の方法は、乙の提案により甲と協議の上決定する。
- ・予めグループごとに行動目標や実践結果等をA4資料1ページ程度にまとめて資料とし、参加者に共有する。

④ 輝くとちぎフォーラムにおける成果発表の支援

一般県民向けに本事業の成果を発表する。

- ・令和6年12月に開催予定の「輝くとちぎフォーラム」において、本事業の参加者が成果発表を行うために必要な成果資料の準備や連絡調整等の支援を行う。

(イ) 開催の時期及び会場等は次のとおりとする。

- ・上記(ア)①から③の実施時期は7月から9月までの間で夏休みや休日の利用により参加しやすい日程を設定することとし、乙の提案により甲と協議の上決定する。
- ・上記(ア)②及び③の開催会場は、宇都宮市内で30組程度の参加が可能な広さを有するとともに参加者の駐車場が確保できる施設とし、乙の提案により甲と協議の上決定する。
- ・上記(ア)②及び③の開催方法は、遠方からの参加にも対応するため、直接来場のほか必要に応じてオンラインでの参加にも対応するハイブリッド方式とする。

ウ 参加者の募集・取りまとめ

- ・乙は募集案内を作成し、参加者の募集及び取りまとめを行う。
- ・対象者は県内の中・高校生とし、原則としてグループ単位での参加とする。
- ・募集案内は県内の中学校及び高等学校等に郵送又は電子メール等により配布するものとし、県立学校への募集案内の送付は甲が実施する。その他の配布先及び配布先ごとの配布方法は、甲と乙が協議の上決定する。
- ・事業を実施する上での教育委員会事務局等との事前の調整は、甲が実施するものとする。

エ 成果資料の作成

- ・各グループがイ（ア）③で作成し共有した資料をもとに、本事業の成果資料を取りまとめる。
- ・成果資料は紙媒体のほか、電子データ化したものを作成する。

（２）輝くとちぎフォーラム（以下、「フォーラム」という。）の開催

男女共同参画・女性活躍推進に関するフォーラムを開催する。

なお、開催期日及び会場は令和6（2024）年12月26日（木）の午後、栃木県総合文化センターサブホールを予定している。

開催に際しての留意点は次のとおり。

ア 事業の構成

- ・フォーラムの主な構成は、①男女生き活き企業コンテスト表彰式、②男女生き活き企業表彰受賞者と知事との意見交換（30～40分程度を想定）、③基調講演（60分程度を想定）、④未来会議参加生徒による成果発表（30～40分程度を想定）とする。
- ・全体で3時間から3時間30分程度の構成とし、時間配分やプログラムの詳細は甲と乙が協議の上決定するものとする。

イ 事業の企画・運営

甲は基調講演者の選定、意見交換のテーマ内容の決定及び会場の予約手続きを行い、乙は、次の業務を行う。

- ・全体司会者、上記ア②及び④におけるファシリテーターの提案及び手配
- ・全体司会者、ファシリテーター、基調講演者ほか出演者との連絡調整、アテンド
- ・手話通訳者の手配、連絡調整
- ・各謝金及び旅費等の支払い、控室の準備等、出演に必要な手続き
- ・当日配布用の次第、レジュメ等、印刷物の作成
- ・進行台本、運営マニュアルの作成
- ・出演者等の警備等安全対策
- ・看板類など、舞台演出及び客席の誘導等に必要な備品・消耗品等の手配
- ・リハーサル、照明係との打合せの実施
- ・広報及び参加者の募集
- ・当日の参加者受付、来場者の入退場に係る誘導及び警備等の安全対策
- ・当日の会場準備、ステージの転換及び終了時における原状復帰
- ・その他事業を遂行する上で必要な業務

その他、各プログラム構成についての留意点は以下のとおり。

- ① 男女生き活き企業コンテスト表彰企業の選定

- ・受賞企業は別途甲が設置する審査委員会にて決定される。（例年1～3社程度）
- ・表彰状は甲が用意する。

② 男女生き活き企業コンテスト受賞者と知事との意見交換

- ・出演対象企業は令和5年度及び令和6年度の男女生き活き企業表彰受賞企業を予定し、当該企業の推薦により、各企業1～2名程度が出演予定である。
- ・意見交換の内容は、各企業の表彰事由となった優れた取組の紹介を中心とする。
- ・ファシリテーター以外の出演者（企業登壇者）への謝金は想定していない。

③ 基調講演

- ・講師謝金は1,000千円（税込み、旅費込み）とし、委託料の中に含む。

④ 未来会議参加生徒による成果発表

- ・出演者は、未来会議において参加者の中から代表が選定される。
- ・出演者への謝金は想定していない。

ウ 広報及び参加者の募集受付

乙は、以下によりフォーラムの参加者の募集受付等を行う。

- ・フォーラム開催告知・参加者募集用のリーフレット（A4 カラー）及びポスター（B2 カラー）を甲と協議の上作成する。
- ・フォーラムの開催に係る広報及び参加者募集について、効果的な周知方法について提案し、甲と乙が協議の上、広報を実施する。なお、少なくとも1回は紙面による広告を行うこととする。
- ・上記広報・募集に用いる画像等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものについて、2次利用を含めた使用の許諾等の権利関係の調整を行う。
- ・参加者の事前募集に係る募集受付、問い合わせ対応
- ・参加申込者名簿の作成及び聴講券の作成・送付等

エ 参加者アンケートの実施

乙は、当日アンケートを作成し実施する。なお、アンケートの内容は甲と乙が協議の上決定する。

オ 記録

乙は、記録用の写真及びを行い、成果品として提出する。

5 留意事項

（1）業務責任者等の通知

委託契約後、乙は業務遂行上の責任者を定めるとともに、事業計画書を作成し、甲に書面で提出するものとする。

(2) 成果品に関する権利

事業の成果は甲に帰属する。ただし、参加生徒自身が、本事業に参加した成果を学校等で発表するために作成した資料等は作成者に帰属する。また、本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

(3) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

(4) 完了報告書の提出

受託者は、委託業務を完了したときは、10日以内に栃木県に対して業務完了報告書を提出するものとする。業務完了報告書には、実施した事業の実績報告書を含むものとする。

(5) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

(6) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別途甲が示す「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(7) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和11(2029)年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。